

契約保証金について

裏面もご覧ください

本件は、「契約保証金」の対象です。契約締結時までに、契約金額（請負代金額）の10分の1以上を保証金として納めてください。（小切手は銀行振出小切手に限ります。）

なお、下記に該当する場合は、納付が免除となりますので、契約締結時までに（実績免除の場合は入札後2日以内に）下記のいずれかの必要書類を発注担当課へ提出してください。（裏面も参照）

《契約保証金の納付が免除となる場合の必要書類》

① 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

⇒ 履行保証保険証券（原本）の提出が必要です。

② 保険会社との間に市を債権者とする工事履行保証保険契約を締結したとき。

⇒ 公共工事履行保証証券（原本）の提出が必要です。

③ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証を受けたとき。

⇒ 保証書又は保証証書（原本）の提出が必要です。

※銀行・金融機関の保証を受けた場合は、発注担当課から「預り証」を受け取ってください。

④ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（建設工事を除きます）

⇒ 契約書のコピー（2件分）の提出が必要です。

※「過去2年」の考え方は、当該年度・前年度・前々年度とします。

例：平成23年度の契約→平成21、22及び23年度中に契約及び履行が完了していること。

※同じ種類とは下記の説明に該当する契約が原則です。

- ・三郷市入札参加登録における業種が同じもの（ただし、コンサル業務のうち、建築・建設コンサルでは業務内容が広範囲なため、同じ種類と認められない場合もあります。）
- ・上記以外で業務内容が同じもの（件名だけでは判断できない場合は、内容がわかるものを提出して下さい。）

なお、リース契約における納品内容と、物品購入内容が同じでも履行内容が違うため同じ種類とは認めません。

※規模をほぼ同じくするとは実績契約金額が契約しようとしている金額の8割以上であること。

【契約保証金の納付免除を受ける際の取扱い】

| | 500万円以上 | | 500万円未満 | |
|----------|---|--|--------------------|------|
| | ※契約締結時までに下記のいずれかを発注担当課まで提出ください（実績免除の場合は、入札後2日以内に確認を受けてください） | | | |
| | 競争入札 | 随意契約 | 競争入札 | 随意契約 |
| 契約書の記載方法 | 「請負代金額の10分の1以上」 又は 「契約金額の10分の1以上」 | | 「三郷市契約規則第17条により免除」 | |
| 建設工事 | ①履行保証保険 ②工事履行保証保険 ③銀行・市長が確実と認める金融機関・保証事業会社の保証 | ①履行保証保険 ②工事履行保証保険 ③銀行・市長が確実と認める金融機関・保証事業会社の保証 | 免除 | 免除 |
| 業務委託 | ①履行保証保険 ③銀行・市長が確実と認める金融機関・保証事業会社の保証 ④実績（過去2年間・2件分） | ①履行保証保険 ③銀行・市長が確実と認める金融機関・保証事業会社の保証 ④実績（過去2年間・2件分） | 免除 | 免除 |
| 物品等 | ①履行保証保険 ③銀行・市長が確実と認める金融機関・保証事業会社の保証 ④実績（過去2年間・2件分） | ①履行保証保険 ③銀行・市長が確実と認める金融機関・保証事業会社の保証 ④実績（過去2年間・2件分） | 免除 | 免除 |
| 賃貸借 | ①履行保証保険 ③銀行・市長が確実と認める金融機関・保証事業会社の保証 ④実績（過去2年間・2件分） | ①履行保証保険 ③銀行・市長が確実と認める金融機関・保証事業会社の保証 ④実績（過去2年間・2件分） | 免除 | 免除 |

※単価契約の場合の契約保証金算出の基礎となる「契約金額」は、「契約単価に予定数量を乗じた額」又は「発注限度額」です。ただし、予定数量を超えて発注をすることになった場合は、その数量（総発注数量）により算出した額の契約保証金が必要になります。